

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

余市町は古くから北後志地区の中核都市として発展してきた歴史があり、現在においても圏内商業の中心地である。人口は1980年代より減少傾向が続いており、平成27年国勢調査による人口は19,607人であったが、令和2年国勢調査では18,000人となっており8.2%の減少となっている。生産年齢人口については平成27年国勢調査では10,452人であったが、令和2年国勢調査では9,049人となっており、総人口を上回る13.4%の減少となっていることから、人手不足等による地域の生産能力低下は喫緊の課題である。

本町の製造業は、基幹産業である農業及び漁業に関連した食料品製造業が6割超となっているため、豊富な農水産物に恵まれた地域特性を生かした地域振興策を図り、持続可能な地域を目指しているが、中小企業数においては平成28年経済センサス925事業所だったものが令和3年経済センサスでは910事業所と微減となっており、現状の40.5%という高齢化率を鑑みても、地域の生産能力を維持していくためには先端設備等の導入促進が期待される。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、生産能力の向上、労働生産性の向上、付加価値の向上等を促進し、人口減少下でも持続可能な地域を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

余市町の産業は、基幹産業である農林水産業を中心に、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を

支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

余市町の産業は、駅周辺、臨海エリア、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

余市町の産業は、基幹産業である農林水産業を中心に、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年6月6日～令和9年6月5日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- (1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- (2) 設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価の不利にならないものとする。
- (3) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。